

## 偽造カード又は盗難カードによる被害に対する補償について

カードを発行する金融商品取引業者（証券会社、以下「証券会社」といいます。）は、日本証券業協会の規則（平成18年2月10日付施行の「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」第3条）に基づき、偽造カードや盗難カードによる被害に遭われたお客様への補償について、次の内容をお客様との契約（約款等）で明らかにすることが義務付けられております（は規定可）。

### 記

1. 偽造カードによりATMからお客様の資産が不正に引き出されたときは、引き出された金銭に相当する金額を補償すること

( ) お客様の故意による場合又は証券会社が善意・無過失であってお客様に重大な過失があることを証券会社が証明した場合を除く。

2. 盗難カードによりATMからお客様の資産が不正に引き出された場合、お客様が盗難に気付いてから速やかに証券会社に通知するなど所定の手続きが行われているときは、引き出された金銭に相当する金額（ 2 ）を補償すること

( 1 ) 次の から に該当する場合を除く。

お客様の故意によることを証券会社が証明した場合

証券会社が善意・無過失であって次のいずれかに該当することを証券会社が証明した場合

イ. お客様の重大な過失により行われたこと

ロ. お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと

ハ. お客様が被害状況に係る証券会社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

戦争、暴動等により著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随してカードが盗難にあったことを証券会社が証明した場合

お客様から証券会社への盗難に関する通知が盗難が行われた日から2年を経過する日後に行われた場合

当該ATM引き出しが、証券会社への通知がなされた日の30日前の日の前に行われていた場合

( 2 ) 証券会社が善意・無過失であって、お客様に過失があることを当該証券会社が証明した場合には、当該ATM引出しによって引き出された金額の4分の3に相当する金額（又はそれ以上で任意に定める額）

以上

詳しくは、お取引先証券会社へお問い合わせください。

## 「過失」や「重大な過失」(上記( )、規則第3条参照)となり得る場合の例について

どのような場合がお客様の「過失」や「重大な過失」となるかについては、個々の事例に即して判断されることとなりますが、例えば下記の枠内に記載したような事例は「重大な過失」や「過失」となり、全部又は一部が補償されない場合もあります。

カードや暗証番号の管理については、十分ご注意ください(「カードと暗証番号の取扱いについてのご注意」をご参照ください)。

### 記

#### 1. お客様の「重大な過失」となりうる場合の典型的な事例

- (1) お客様が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) お客様が暗証番号をカード上に書き記していた場合
- (3) お客様が他人にカードを渡した場合
- (4) その他お客様に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) (1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせた上でカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

#### 2. お客様の「過失」となりうる場合の典型的な事例

- (1) 次の または に該当する場合

証券会社から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の暗証番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、カードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合  
暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合

- (2) (1)のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

##### 暗証番号の管理

ア 証券会社から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の暗証番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

##### カードの管理

ア カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ 酩酊等により通常の注意義務を果たせなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合